

宿泊療養・自宅療養の対象について

R2.4.2厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知

地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、**重症者等に対する入院医療の提供に支障**をきたす場合

対策の移行

陽性者
↓
入院

以下を踏まえ、**専門家会議で協議**しつつ、**厚労省とも相談**の上、判断

- ・地域の感染拡大状況
- ・患者受入れ状況
- ・今後の感染者増の兆候

重症患者 (人工呼吸器等)
中等症患者 (酸素投与等)
軽症患者 (重症化リスクの高い人)

↓
入院

高齢者
基礎疾患がある方 など

軽症患者
(同居者が高齢者等)
↓
入院

軽症患者
(それ以外)
↓
宿泊療養等

病院の受入可能
人数を踏まえ、
対応を変更

軽症患者

- ↓
- 宿泊療養
 - 病院・宿泊施設の受入可能人数を踏まえ、外出しないことを前提に自宅療養

ただし、以下の者は、**宿泊施設を優先**

- 同居者が高齢者等
- 同居者が医療・介護・福祉従事者等

軽症者等の療養等に関する流れ

帰国者・接触者外来において、検査を実施する際、(その時点で入院加療が必要なさそうな場合)

- ・医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)へ連絡→宿泊療養・自宅療養の可否等の確認
- ・患者にも陽性になった場合に備えた準備を依頼

陽性の場合

連絡があった保健所より、必要に応じて都道府県(宿泊療養)や居住地保健所(居住地が異なる場合)等必要な機関へ事前連絡

帰国者・接触者外来の医師が医療機関所在地の保健所へ患者発生の届出(入院の要不要を合わせて伝達)

所在地の保健所が入院勧告

入院

医療機関所在地の保健所(又は調整窓口)において、療養場所の確定

自宅療養

患者の居住する地域の保健所へ自宅療養対象者について連絡(管轄保健所が異なる場合に限る)

居住地保健所において在宅療養対象者リストを作成・フォローアップ体制の準備

公共交通機関以外で帰宅

居住地保健所(又は委託先)においてフォローアップを実施
※症状悪化の際には医療機関へ

入院

自宅療養解除の要件の確認

宿泊療養

保健所設置市・特別区の場合には、都道府県調整窓口において調整

搬送(都道府県が手配)

宿泊療養の実施・健康観察
※症状悪化の際には医療機関へ

入院

退所の基準を満たす旨の確認、都道府県の調整窓口へ連絡

都道府県の調整窓口から医療機関所在地の保健所に連絡(退所)

医療機関所在地の保健所から居住地保健所に連絡

【解除基準】

- 原則、退院基準と同様
- 重症者に対する医療提供に支障が生じる可能性がある場合、宿泊療養・自宅療養開始から14日間経過した場合に解除

宿泊療養マニュアル

R2.4.2厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知

宿泊施設等

- 「建物単位」又は「フロア単位」
- 居室は「個室」
(トイレ・入浴設備も個室対応が望ましい)
- 軽症者と動線を分け、スタッフの宿泊用居室、事務局用の会議室を確保
- 適切なゾーニングが可能な施設

基本的な対応

- 軽症者は外出不可**
※時間を区切って居室から出ること
は可(建物内のみ)
- 基本的には電話で対応**
※施設利用開始時の説明を除き、対面対応は行わない
- スタッフに対する感染防護対策の指導、健康管理**
※感染予防策はサージカルマスク・手指衛生(対面説明時は手袋・サージカルマスク・眼の防護具、清掃・消毒時はこれらに加え長袖ガウン)
※適切な対策を講じている場合、濃厚接触者とはならない
- 利用者負担の設定**
※入院措置と同様の費用負担(入院の代替手段との趣旨)など

健康管理

- 医師はオンコール以上の対応
看護師・保健師は日中常駐、
夜間はオンコール以上**
- 看護師等は1日1回、電話等
により健康観察**
※体温計を配布、1日2回体温測定
※自覚症状等の申告があった場合は、対面で健康観察
- 急変時の搬送先の確保**
- 十分な換気の指導**
- 軽い運動の推奨**
※居室外の歩行、軽い体操等
- ストレスに対する支援**
※スタッフによるこまめなお知らせ
※精神保健福祉センター等の協力

食事・生活支援

- スタッフは24時間常駐**
※夜間は緊急時のみ対応として差し支えない
- 食事・リネン類の管理**
※アレルギー対応に留意
※スタッフが各部屋の前に配布
- 日用品等の確保**
※ビジネスホテルの通常の備品等
※wifi環境、テレビの準備等
- 掃除・洗濯は自ら実施**
※掃除・洗濯用品や洗剤を配布
- ゴミの回収**
※スタッフが各部屋の前に置かれたゴミ袋を回収
- 共用部分や退去後居室の清掃・消毒等はスタッフが実施**